○伊方町工事執行規程

平成17年4月1日 告示第44号 改正 平成19年3月30日告示第35号 平成25年4月1日告示第23号

(趣旨)

第1条 この告示は、本町所管に係る土木工事(農業土木工事、森林土木工事及び水産土 木工事を含む。)及び建築工事等(以下「工事」という。)の執行について必要な事項 を定めるものとする。

(工事執行の方法)

第2条 工事執行の方法は、請負、直営又は委託によるものとする。

(直営)

- 第3条 直営による場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
 - (1) 請負に付することを不適当と認めるとき。
 - (2) 緊急を要するため請負に付する時間的余裕がないとき。
 - (3) 請負契約を締結することができないとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、特に直営により工事を執行する必要があると認めるとき。
- 2 前項に規定する直営工事の執行については、別に定めるところによる。

(委託)

第4条 委託による場合は、技術上、施行能率上又は財政上町長が特に必要があると認める場合とする。

(入札・見積通知書)

第5条 伊方町財務規則(平成17年伊方町規則第51号。以下「規則」という。)第129条第 2項の通知は、入札・見積通知書(様式第1号)によるものとする。

(契約保証金)

第6条 1件の設計金額(請負に付すべき金額(材料を支給する場合は、支給材料の金額を加算した金額)をいう。以下同じ。)が130万円以上の工事については、規則第138条第1号又は第2号の規定による場合を除き、契約保証金の納付を免除してはならない。ただし、請負代金額の増額変更により既に納付させた契約保証金額が請負代金額の10分の1に満たなくなった場合におけるその差額の納付については、この限りでない。

(工程表の省略)

第7条 工程表を省略することができる場合は、1件の請負代金が130万円未満の工事とする。

(工事監督日誌)

第8条 監督員は、当該工事について工事監督日誌(様式第2号)を作製しなければならない。

(監督員が立会いして施工しなければならない工事)

- 第9条 契約条項第14条において監督員が立会いの上施工しなければならない工事は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 各種構造部基礎工
 - (2) 各種杭打工
 - (3) コンクリート工
 - (4) 鉄筋・鉄骨組立工
 - (5) 各種配管工
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、監督員において指定する工事

(債権譲渡)

- 第10条 債権譲渡承認の対象は、請負代金額500万円以上の工事とし、譲渡債権の額は、未 払金額の5割以内であって最高額を500万円まで承認するものとする。
- 2 請負者は、債権譲渡の承認を受けようとする場合は、債権譲渡承認申請書(様式第3 号)を提出しなければならない。
- 3 町長は、前項の承認申請書を受理したときは、債権譲渡承諾書(様式第4号)を交付 するものとする。
- 4 請負者は、債権譲渡の承諾を受けた後その必要がなくなったときは、遅滞なくその旨を書面をもって届けなければならない。
- 5 請負者は、債権を譲り渡したときは債権譲渡通知書(様式第5号の1)に、債権譲渡を取り消したときは債権譲渡取消通知書(様式第5号の2)に、債権譲渡額を減額したときは債権譲渡減額通知書(様式第5号の3)に譲渡者と譲受人が連署して内容証明郵便で提出しなければならない。

(契約の適正な履行確保)

第11条 課等の長は、請負者が設計図書その他契約条項に違反したときは、改築修補を命じ、又は必要な指示を与え、これに応じないときは、遅滞なくその理由及び意見を付し

て町長に報告しなければならない。

2 課等の長は、請負者が契約期間内に工事を完成する見込みがないと認められるときは、 その理由及び意見を付して町長に報告しなければならない。

(工事延期願)

第12条 請負者は、工期の延長を求める場合は、工事延期願(様式第6号)を町長に提出 しなければならない。

(既成部分検査の請求)

第13条 請負者は、既成部分の代価の支払を受けようとする場合は、既成部分検査申請書 (様式第7号)を町長に提出しなければならない。

(前金払)

- 第14条 前金払の対象は、1件の設計金額が130万円以上の工事とする。
- 2 請負者は、前金払を受けようとする場合は、工事請負代金一部前払額決定申請書(様 式第8号)を町長に提出し、その額の決定を受けなければならない。
- 3 契約担当者から契約を締結する旨の通知を受けた者は、契約保証金の納付に代えて規則第139条第1項第3号の規定による担保を提供しようとする場合は、当該通知を受けた後直ちに工事請負代金一部前払額決定申請書を町長に提出し、前金払の額の決定を受けなければならない。この場合において、前項の規定は、適用しない。

(中間前金払)

- 第14条の2 中間前金払(前条の規定による前金払に追加して支払う前金払をいう。以下同じ。)の対象は、1件の設計金額が1,000万円以上の工事とする。
- 2 請負者は、中間前金払を受けようとする場合は、当該建設工事が地方自治法施行規則 (昭和22年内務省令第29号) 附則第3条第2項各号に掲げる要件に該当することの認定 を申請し、その旨の認定を受けなければならない。ただし、次条の規定による部分払を 請求した後においては、中間前金払を受けることができない。
- 3 前項の規定による認定を受けた請負者は、保証事業会社の保証証書を添えて当該請求 書を町長に提出しなければならない。
- 4 前3項の規定に係る事務手続は、別に定める。

(部分払)

- 第15条 既成部分に対する一部支払の回数は、次の基準によるものとする。
 - (1) 設計金額 5,000万円未満 1回
 - (2) 設計金額 5,000万円以上1億円未満 2回

(3) 設計金額 1億円以上 3回

(変更増減額)

第16条 請負代金額を変更する場合において契約条項第24条第3項の規定により切り捨て る額は、1,000円未満とする。

(完成届)

第17条 請負者は、工事を完成したときは、遅滞なく工事完成届(様式第9号)を町長に 提出しなければならない。

(かし担保)

- 第18条 かし担保の期間は、原則として次によるものとする。
 - (1) 工事目的物が畑地かんがい末端施設である場合 3年間
 - (2) 工事目的物が石造、土造、煉瓦造及びコンクリート造並びにこれらに類する場合 2年間
 - (3) 工事目的物が前2号以外のものである場合 1年間

(工事台帳)

第19条 各工事所管課等の長は、工事台帳を備え付け、所管する工事について、常にその 執行状況を明らかにしておかなければならない。

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の瀬戸町建設工事執行規程(昭和53年瀬戸町告示第19号)又は三崎町工事執行規程(昭和63年三崎町規程第3号)の規定によりなされた契約に関する事務のうち、この告示の施行の際引き続き継続しているものについては、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年3月30日告示第35号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成25年4月1日告示第23号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

注 不要な文字は、抹消すること。

様式第2号(第8条関係)

第	뭉	工事	監督	日誌				
請負代金額		円	契約上	着工		年	月	日
明貝八並似		门	の工期	完成		年	月	日
年 月 日	監	督	記		事		監督	者認印

様式第3号(第10条関係)

債権譲渡承認申請書

年 月 日

伊方町長 様

町と締結した請負契約に係る工事請負代金の債権を次のとおり譲り渡したいから承 諾願いたい。

- 1 工事番号及び施工位置
- 2 契約年月日
- 3 工事請負者(債権譲渡人)
- 4 工事請負代金
- 5 譲渡債権金額
- 6 債権譲渡人住所氏名
- 7 債権譲渡を必要とする理由

注 7 債権譲渡を必要とする理由には、借入金の使途等について詳細な理由を記入する。

様式第4号(第10条関係)

債 権 譲 渡 承 諾 書

 第
 号

 年
 月

 日

請負者様

伊方町長 回

年 月 日付けで申請のあった工事請負代金の債権を次の条件を付し 譲渡することを承諾する。

- 1 工事番号及び施工位置
- 2 契約年月日
- 3 工事請負者(債権譲渡人)
- 4 工事請負代金
- 5 譲渡債権金額
- 6 債権譲受人住所、氏名

承 諾 の 条 件

- 1 債権譲渡の承諾は、確定日付のある債権譲渡通知書(内容証明郵便で送付するものとする)を受領したときから効力を発する。
- 2 当該契約書の条項に基づき工事請負代金と違約金賠償金等相殺後において請負者に対し、債務のある場合においてのみ譲受者の請求権を認めるものとする。変更契約の締結、契約解除等により工事請負代金等の債務に変更を生じた場合も同様とする。
- 3 工事請負者と譲受者に対する支払の順位は譲受者が優先する。
- 4 譲受者が2人以上の場合は確定日付のある債権譲渡通知書の到着順とする。ただし、契約の解除のため精算する場合には民法第332条の規定による。

様式第5号の1(第10条関係)

債 権 譲 渡 通 知 書

年 月 日

伊方町長 様

住 所

債権譲受人

1

住 所

債権譲渡人

年 月 日付け第 号をもって承諾せられた工事請負代金の債権については附帯条件を了承の上、次のとおり譲渡したから通知する。

- 1 工事番号及び施工位置
- 2 契約年月日
- 3 工事請負者(債権譲渡人)
- 4 工事請負代金
- 5 譲渡債権金額
- 6 債権譲受人

様式第5号の2(第10条関係)

債権譲渡取消通知書

年 月 日

伊方町長 様

住 所

債権譲受人

ⅎ

住 所

年 月 日付けをもって通知した次の工事請負代金の債権の譲渡については取消ししたから通知する。

- 1 工事番号及び施工位置
- 2 契約年月日
- 3 工事請負者(債権譲渡人)
- 4 工事請負代金
- 5 譲渡債権金額
- 6 債権譲受人
- 7 債権譲渡を取消しした理由

様式第5号の3(第10条関係)

債権譲渡減額通知書

年 月 日

伊方町長 様

住 所

債権譲受人

1

住 所

債権譲渡人

年 月 日付けをもって通知した次の工事請負代金債権の譲渡額を減

1 工事番号及び施工位置

額したから通知する。

- 2 契約年月日
- 3 工事請負者(譲渡人)
- 4 工事請負代金
- 5 債権譲渡承認額
- 6 減額後の債権譲渡額
- 7 債権譲受人
- 8 債権譲渡額を減額する理由

様式第6号(第12条関係)

		エ	事	延	期	願						
								年	Ξ	月	E	1
伊方町長	様											
					建	住	所					
					請負者	氏	名				€	D
下記の工事の完成類	期限を延	£期 有	「償 ⁾ せ	られた	こくお願い	ハいた	しまっ	す。				
	,,,,,,		(賞)		_ 、 ,			, 0				
				記								
工事番号及び工事	第	号				J	Ľ.	延	期	の	理	由
名	事							延	刼	V)	生	Щ
路線名又は河川名												
施工箇所		郡大字										
旭 工 卣 //	町			<u> </u>	· —							
契約上の工期	着工		年		月	日						
大小工 小工 朔	完成		年		月	日						
延期日数					日							
延期後の完成期日			年		月	E	3					

様式第7号(第13条関係)

既 成 部 分 検 査 申 請 書

						年	月	日	
伊方町長	様								
			5-t- /2 -tv	住_	所				
			請負者	氏	名				
工事番号》	及び工事名_							<u>工事</u>	
工事場原	听					地内			
上記の工事は	年	月	日請負契約を締約	吉し_	[事施]	工中で	ありま	すが、	今
回工事資金として	必要である7	から出き	来型写真、展開図を	を添え	えて既	成部分	の検査	を請求	٧١
たします。									

様式第8号(第14条関係)

	工事請負	代金一部前		詩書				
						年	月	日
伊方町長	様							
	請負者又は契	約担当者が	いら契約を紹	帝結する	旨何)通知	を受け	けた者
				住	所			
			請負者	氏	名			
年月	日	を締結した 者から契約	を締結する	旨の通	知を	·受け <i>†</i>		次の工事
請負代金の一部前払	額を決定せられ	れたく申請	します。					
1 工事番号及び工	事名 第	号	工事					
2 請 負 代 金	額		円					
次のとおり決定し	ます。							
						Æ	п	н
				決定者	*	年	月	日
				N.ALT	1			1.34
1 前払金額		円						

注 不要の文字は、抹消すること。